

家屋の新築又は取り壊しをした場合の固定資産税の取扱い

		㊤今年3月に新築した場合	㊦今年3月に取り壊しをした場合
昨年	：		
	12月		
今年	1月	賦課期日(1月1日)現在に家屋がない	賦課期日現在に家屋がある
	2月		
	3月	家屋を新築	家屋を取り壊し
	4月		
	5月	今年度分(4月～3月分)は課税されない	今年度分は課税される
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
来年	1月	賦課期日現在に家屋がある	賦課期日現在に家屋がない
	2月		
	3月		
	4月		
	5月	来年度分は課税される	来年度分は課税されない
	：		